

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月19日
【計算期間】	第13特定期間 （自 平成20年11月21日 至 平成21年5月20日）
【ファンド名】	AIG米国優先証券ファンド
【発行者名】	AIGインベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として米国の優先証券へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（優先証券）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年12回 (毎月)	アジア	なし
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産（優先証券）	その他 ()	アフリカ	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に優先証券を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、優先証券に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

③ファンドの特色

1) 主として米国のハイブリッド優先証券に投資します。

●優先証券の構造

- 優先証券は、額面、償還日、定率の利息／配当があるなど、債券と類似した特徴を持ちます。
- 償還期限および繰上償還条項が設定されているものが多く、償還時もしくは期限前償還時には額面で返還されます。
- 優先証券の発行体は、米国をはじめとする世界を代表する企業が中心です。

●優先証券の利回り

- 優先証券の利回りは米国債の利回りと比較して魅力的です。
- 繰上償還条項が設定されているため、優先証券の利回りは同一発行体の社債と比較して、相対的に高くなる傾向があります。

●優先証券の格付け

- 組入対象となる優先証券は、1つ以上の国際的格付評価機関（S&P社、Moody's社）などから、取得時にA-またはA3格相当以上の格付を取得している銘柄に限定し、ファンドの信用リスクをコントロールします。

●優先証券には、様々なストラクチャーや形態のものが発行されていますが、実質発行企業にとってのメリットが、利息／配当の支払余力となり、投資家にとってユニークで魅力的な商品となっています。

<発行企業にとってのメリット>

- ・優先証券は超長期の資金調達手段であり、財務上は資本と認識されることから、既存株主の持分権を希薄化することなく資本の増強を行うことが可能です。
- ・利息／配当は現状の米国税制上、発行企業にとっては社債の利払いと同様、税引前の費用として計上できることから、法人税額を削減できるという利点があります。

<投資家にとってのメリット>

- ・一般に、同一の実質発行体の発行する普通社債と比較して相対的に高い利息／配当が、定期的かつ継続的に支払われる傾向があります。
- ・投資適格以上の格付を有する企業が発行することが多いため、相対的に高い信用力が担保されています。
- ・繰上償還条項が設定されていることもあり、過去における価格変動は株式や長期債と比べ、比較的安定したものとなっています。

2) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。

- ・為替ヘッジとは将来の為替変動リスクを、ヘッジを行う時点でのコスト（ヘッジコスト）に置き換える手法をいいます。為替ヘッジを行うことにより、ドル・円相場の変動を回避し、安定的な運用を行うことが可能となります。
- ・円安になっても為替差益による基準価額の上昇は原則としてありません。円高になっても為替差損による基準価額の下落は原則としてありません。
- ・原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、投資する優先証券の価格変動の影響は受けます。

3) 毎月1回（原則として20日）決算を行い、原則として、優先証券から受取る利息／配当等収益をもとに毎月分配金をお支払いします。

※分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

4) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。

●運用プロセス

- 5) 特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
 - 6) 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
 - 7) 運用にあたっては、AIGグローバル・インベストメント・コープに外貨建て資産の運用の権限を委託します。
- ※今後も新しい形態のものが発行される可能性があるとともに、制度等の変更によっては、前記の米国優先証券の特色等が変わる場合があります。

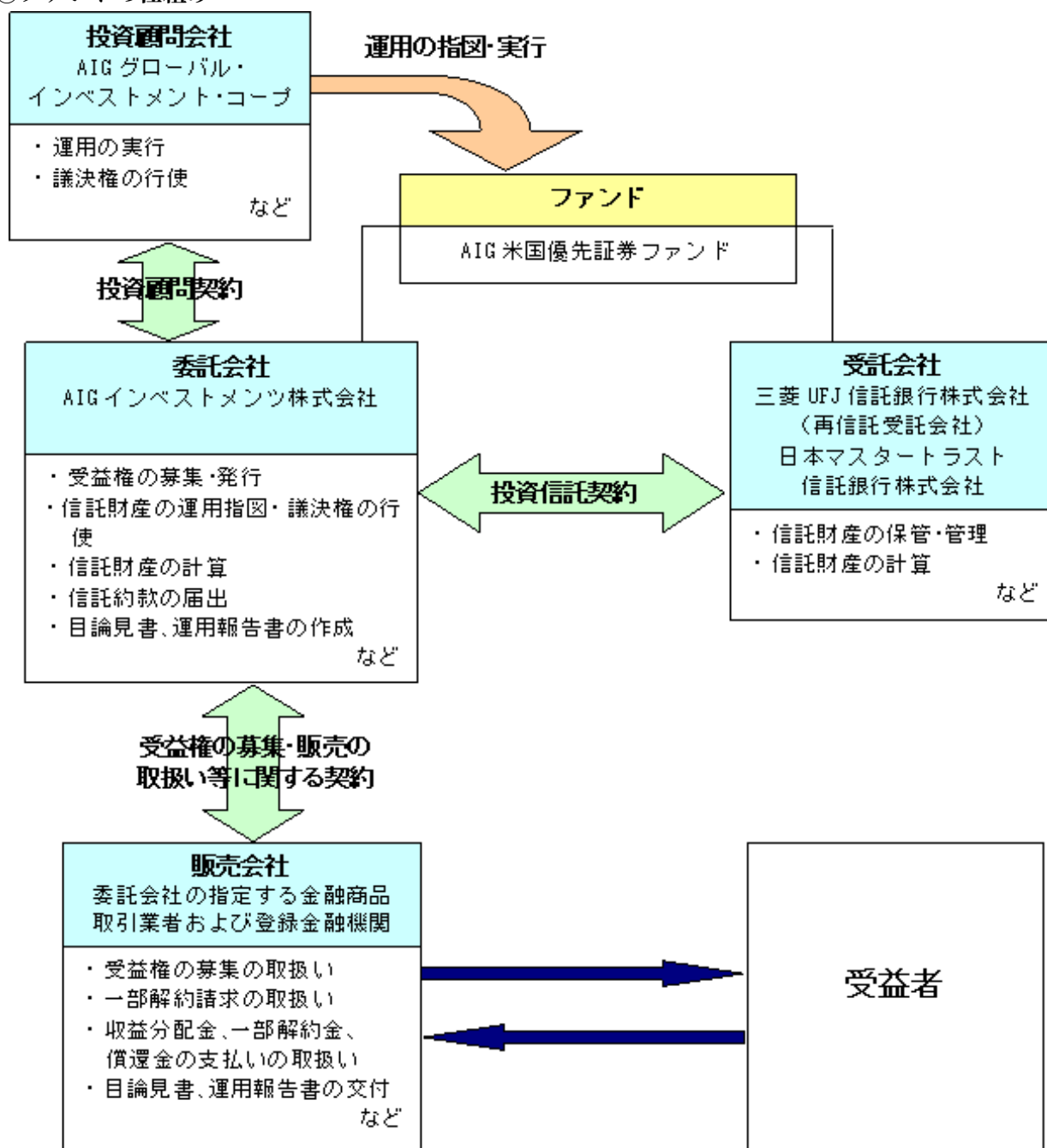
④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。
- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

- ・資本金の額 2,150,000,000円（平成21年6月末日現在）

- ・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエアアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメント株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

- ・大株主の状況（平成21年6月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国ニューヨーク州10270 ニューヨーク市パイン・ストリート 70	41,000株	100%

- ・当社が属する資産運用グループ AIG Investmentsは世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

（当社およびAIG Global Investment Corp. が属するAIG Investmentsは、AIG, Inc. の傘下から離れ、新しい株主のもとで事業を継続する予定です。最新の情報は当社ホームページ〔<http://www.aiginvestments.co.jp>〕でご確認下さい。）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②運用方法

- 1) 主として米国のハイブリッド優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2) 組入対象となる優先証券は、取得時において1以上の国際的格付機関（S&P社、Moody's社など）から、A-またはA3格相当以上の格付を取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- 4) 特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- 5) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として、為替のフルヘッジを行います。
- 6) 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 7) 運用にあたっては、AIGグローバル・インベストメント・コープに外貨建て資産の運用の権限を委託します。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ. 二. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②投資有価証券の範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、委託会社の運用の指図にかかる事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から10.までの証券または証書の性質を有する優先証券
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から12.までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書および前記14. および前記19. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から前記6. までの証券および前記14. の証券および前記19. の証券または証書のうち前記2. から前記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記15. の証券および前記16. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

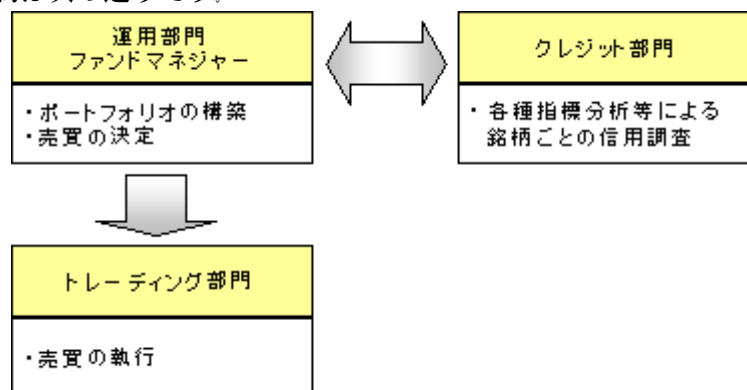
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③1. ～6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

※前記の運用体制等は平成21年6月末現在のものであり、今後変更することがあります。

②投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建資産の運用に関する権限の委託先であるAIGグローバル・インベストメント・コーポの運用体制は次の通りです。



※前記の運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

- 1）収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- 2）前記1）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 前記1) に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5) 受託会社は、前記4) の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 【投資制限】

・信託約款による投資制限

①株式への投資割合

株式の投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建て資産への投資には制限を設けません。

⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧同一銘柄の優先証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③1. ～6. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③1. ～6. までの掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③1. ～6. までの掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するも

のとします。

- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令等による投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドの主要投資対象となる優先証券には、価格変動リスクや信用リスク等、債券全般に共通するリスクの他、優先証券固有の投資リスクがあります。また、外国通貨建てで発行されている優先証券に投資することから、投資通貨および外貨で得た損益を円に換算する際に、為替リスクが生じます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込みください。なお、当ファンドが有する主なリスク要因として、次のようなものがあります。

①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般に、マクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。組入銘柄の価格の変動は、当ファンドの基準価額を上下させる要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③為替変動リスク

外貨建て資産への投資には、為替変動リスクを伴います。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。日米金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤優先証券固有の投資リスク

1. 期限前償還リスク

優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

2. 弁済順位に関する留意点

一般的に優先証券は、弁済順位では株式に優位し債券に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。

3. 利息／配当の支払いに関する留意点

優先証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

4. 制度変更等に関する留意点

米国の税制の変更等、当ファンドの主要投資対象である米国優先証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となる場合があります。

⑥ その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約の受付を取消すことがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

① 委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1) 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2) コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3) 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4) 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2) 売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）^{*}の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。（^{*} 税とは消費税等相当額をいいます。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。各販売会社の申込手数料については、販売会社もしくは委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）^{*}の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（^{*} 税とは消費税等相当額をいいます。）

各販売会社の 純資産残高	合計	委託会社	販売会社	受託会社
50億円以下の部分	1.3125% (税抜1.25%)	0.8190% (税抜0.78%)	0.4200% (税抜0.40%)	0.0735% (税抜0.07%)
50億円超 200億円以下の部分		0.7665% (税抜0.73%)	0.4725% (税抜0.45%)	0.0735% (税抜0.07%)
200億円超の部分		0.7140% (税抜0.68%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0735% (税抜0.07%)

※ 前記は年率表示です。

※ 各販売会社の純資産残高とは、当ファンド（「AIG米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」）の販売会社別の純資産残高と、委託会社が別途設定・運用を行う「AIG米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：ピュアリゾート）」の販売会社別の純資産残高の合計額とし、当該合計額に応じて、委託会社と販売会社の配分にかかる前記料率を適用するものとします。

②委託会社の報酬には、当ファンドの米国優先証券の運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

③信託報酬は、毎決算期末（原則として毎月20日、当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）～（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

※ １ 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ ２ 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
優先証券	アメリカ	23,422,398,016	78.73
	イギリス	1,299,798,452	4.37
	スイス	540,056,250	1.82
	オランダ	421,980,127	1.42
	ドイツ	399,641,625	1.34
	カナダ	89,241,295	0.30
	小 計	26,173,115,765	87.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,578,787,255	12.03
合計（純資産総額）		29,751,903,020	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位30銘柄（平成21年6月30日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)	備考
アメ リカ	優先 証券	HSBC FINANCE CORP 6.875% 01/30/2033	銀行	537,525	2,103.57	1,130,726,355	2,049.81	1,101,826,001	3.70	※1
アメ リカ	優先 証券	GREAT WEST LIFE & ANN IN 7.153% 05/16/2046	保険	11,550,000	7,392.77	853,864,935	7,392.77	853,864,935	2.87	※2
アメ リカ	優先 証券	USB CAPITAL XI 6.600% 09/15/2066	銀行	382,600	2,129.50	814,747,388	2,136.22	817,318,728	2.75	※1
アメ リカ	優先 証券	GENERAL ELEC CAP CORP 6.625% 06/28/2032	その他 産業	339,700	2,293.67	779,162,722	2,277.35	773,618,240	2.60	※1
アメ リカ	優先 証券	NATL CITY CAP TR II 6.625% 11/15/2036	銀行	410,500	1,796.34	737,400,484	1,811.70	743,706,421	2.50	※1
アメ リカ	優先 証券	TORCHMARK CAP TRUST III 7.100% 06/01/2046	保険	340,287	2,016.20	686,090,052	2,059.41	700,791,981	2.36	※1
アメ リカ	優先 証券	FINL SECURITY ASSUR HL 6.875% 12/15/2101	その他 金融	427,600	1,538.08	657,683,093	1,593.76	681,494,341	2.29	※1
アメ リカ	優先 証券	AEGON NV 6.875%	保険	442,266	1,439.18	636,504,760	1,491.99	659,858,837	2.22	※1
アメ リカ	優先 証券	BB&T CAPITAL TRUST V 8.950% 09/15/2063	銀行	263,000	2,430.97	639,345,951	2,419.45	636,315,876	2.14	※1
アメ リカ	優先 証券	CBS CORP 7.250% 06/30/2051	その他 産業	348,910	1,732.98	604,654,226	1,759.86	614,033,904	2.06	※1
アメ リカ	優先 証券	MORGAN STANLEY CAP TR 6.600% 10/15/2066	その他 金融	327,800	1,872.19	613,705,521	1,867.39	612,131,917	2.06	※1
アメ リカ	優先 証券	COMERICA CAP TR II 6.576% 02/20/2037	銀行	10,500,000	5,856.61	614,944,050	5,664.59	594,781,950	2.00	※2
アメ リカ	優先 証券	ALLSTATE CORP 6.500% 05/15/2057	保険	8,400,000	7,008.73	588,733,320	7,056.73	592,765,740	1.99	※2
アメ リカ	優先 証券	NATL RURAL UTILITY CFC 6.750% 02/15/2043	公益	255,655	2,248.55	574,854,124	2,275.43	581,726,846	1.96	※1
アメ リカ	優先 証券	M&T CAPITAL TRUST IV 8.500% 01/31/2068	銀行	245,200	2,372.40	581,714,220	2,352.24	576,770,474	1.94	※1
アメ リカ	優先 証券	SUNTRUST CAPITAL IX 7.875% 03/15/2068	銀行	271,666	2,061.33	559,994,552	2,073.81	563,385,297	1.89	※1
スイ ス	優先 証券	CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.900%	銀行	250,000	2,160.22	540,056,250	2,160.22	540,056,250	1.82	※1
アメ リカ	優先 証券	USB CAPITAL X 6.500% 04/12/2066	銀行	251,200	2,108.37	529,624,955	2,131.42	535,413,206	1.80	※1

アメリカ	優先証券	GEORGIA POWER COMPANY 8.200% 11/01/2048	公益	187,500	2,774.68	520,254,187	2,733.40	512,513,381	1.72	※1
アメリカ	優先証券	ING GROEP NV 7.200%	保険	309,700	1,625.44	503,401,648	1,625.44	503,401,648	1.69	※1
アメリカ	優先証券	LINCOLN NATIONAL CORP 6.750% 04/20/2066	保険	285,033	1,680.17	478,905,320	1,724.33	491,493,689	1.65	※1
アメリカ	優先証券	ENTERGY LOUISIANA LLC 7.600% 04/01/2032	公益	183,171	2,438.65	446,690,691	2,438.65	446,690,691	1.50	※1
アメリカ	優先証券	NBP CAPITAL TRUST III 7.375% 10/29/2049	その他金融	10,214,000	4,320.45	441,290,763	4,368.45	446,193,993	1.50	※2
アメリカ	優先証券	FPL GROUP CAPITAL INC 7.450% 09/01/2067	公益	176,500	2,500.10	441,267,720	2,516.42	444,148,500	1.49	※1
イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC 6.500% 06/29/2049	保険	6,983,000	6,096.63	425,728,022	6,288.65	439,136,778	1.48	※2
アメリカ	優先証券	BANK ONE CAPITAL TR VI 7.200% 10/15/2031	銀行	195,300	2,170.78	423,954,525	2,200.54	429,767,258	1.44	※1
アメリカ	優先証券	PARTNERRE LTD 6.750%	保険	222,100	1,963.40	436,072,139	1,927.88	428,182,325	1.44	※1
アメリカ	優先証券	PROGRESSIVE CORP 6.700% 06/15/2037	保険	6,050,000	6,676.57	403,932,715	6,778.48	410,098,549	1.38	※2
ドイツ	優先証券	ALLIANZ SE 8.375% 12/31/2049	保険	185,000	2,150.62	397,865,440	2,160.22	399,641,625	1.34	※1
アメリカ	優先証券	PRUDENTIAL FIN 9.000% 06/15/2038	保険	163,900	2,292.71	375,776,611	2,265.83	371,370,520	1.25	※1

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注2）外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

（注3）備考欄の「※1」は25ドル額面、「※2」は1,000ドル額面のハイブリッド優先証券です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成21年6月30日現在）

種類		業種	投資比率（％）
優先証券	外国	銀行	35.90
		保険	25.21
		公益	11.41
		その他産業	7.85
		その他金融	7.60
		小計	87.97
合計			87.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成15年5月20日）	（分配付）	21,887,625,353	（分配付）	10,346
	（分配落）	21,697,102,407	（分配落）	10,196
第2特定期間末 （平成15年11月20日）	（分配付）	60,628,340,354	（分配付）	10,351
	（分配落）	59,787,659,637	（分配落）	10,165
第3特定期間末 （平成16年5月20日）	（分配付）	107,829,813,118	（分配付）	9,577
	（分配落）	106,051,816,690	（分配落）	9,379
第4特定期間末 （平成16年11月22日）	（分配付）	137,282,048,732	（分配付）	10,315
	（分配落）	134,739,807,615	（分配落）	10,117
第5特定期間末 （平成17年5月20日）	（分配付）	146,726,233,059	（分配付）	10,020
	（分配落）	143,944,163,613	（分配落）	9,822
第6特定期間末 （平成17年11月21日）	（分配付）	138,291,505,021	（分配付）	9,545
	（分配落）	135,386,788,704	（分配落）	9,350
第7特定期間末 （平成18年5月22日）	（分配付）	108,734,000,956	（分配付）	9,142
	（分配落）	106,606,099,778	（分配落）	8,982
第8特定期間末 （平成18年11月20日）	（分配付）	94,228,636,649	（分配付）	9,265
	（分配落）	92,595,938,881	（分配落）	9,115
第9特定期間末 （平成19年5月21日）	（分配付）	74,043,346,396	（分配付）	9,094
	（分配落）	72,707,566,025	（分配落）	8,944
第10特定期間末 （平成19年11月20日）	（分配付）	52,539,732,386	（分配付）	8,137
	（分配落）	51,499,645,915	（分配落）	7,987
第11特定期間末 （平成20年5月20日）	（分配付）	47,058,471,780	（分配付）	8,122
	（分配落）	46,155,582,735	（分配落）	7,972
第12特定期間末 （平成20年11月20日）	（分配付）	27,273,850,788	（分配付）	5,558
	（分配落）	26,489,290,122	（分配落）	5,408
第13特定期間末 （平成21年5月20日）	（分配付）	28,998,479,495	（分配付）	6,167
	（分配落）	28,282,510,464	（分配落）	6,017
平成20年 6月末日		41,094,720,809		7,316
7月末日		38,534,992,934		7,123
8月末日		37,765,079,931		7,172
9月末日		27,284,638,858		5,414
10月末日		28,065,002,869		5,697
11月末日		26,833,251,641		5,491
12月末日		27,683,461,946		5,720
平成21年 1月末日		27,510,876,125		5,727
2月末日		22,926,473,121		4,798
3月末日		23,217,335,486		4,894
4月末日		25,658,077,499		5,439
5月末日		28,848,657,379		6,167
6月末日		29,751,903,020		6,415

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	150 円
	至 平成15年 5月20日	
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	186 円
	至 平成15年11月20日	
第3特定期間	自 平成15年11月21日	198 円
	至 平成16年 5月20日	
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	198 円
	至 平成16年11月22日	
第5特定期間	自 平成16年11月23日	198 円
	至 平成17年 5月20日	
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	195 円
	至 平成17年11月21日	
第7特定期間	自 平成17年11月22日	160 円
	至 平成18年 5月22日	
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	150 円
	至 平成18年11月20日	
第9特定期間	自 平成18年11月21日	150 円
	至 平成19年 5月21日	
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	150 円
	至 平成19年11月20日	
第11特定期間	自 平成19年11月21日	150 円
	至 平成20年 5月20日	
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	150 円
	至 平成20年11月20日	
第13特定期間	自 平成20年11月21日	150 円
	至 平成21年 5月20日	

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	3.5 %
	至 平成15年 5月20日	
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	1.5 %
	至 平成15年11月20日	
第3特定期間	自 平成15年11月21日	△5.8 %
	至 平成16年 5月20日	
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	10.0 %
	至 平成16年11月22日	
第5特定期間	自 平成16年11月23日	△0.9 %
	至 平成17年 5月20日	
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	△2.8 %
	至 平成17年11月21日	
第7特定期間	自 平成17年11月22日	△2.2 %
	至 平成18年 5月22日	
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	3.2 %
	至 平成18年11月20日	
第9特定期間	自 平成18年11月21日	△0.2 %
	至 平成19年 5月21日	
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	△9.0 %
	至 平成19年11月20日	
第11特定期間	自 平成19年11月21日	1.7 %
	至 平成20年 5月20日	
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	△30.3 %
	至 平成20年11月20日	
第13特定期間	自 平成20年11月21日	14.0 %
	至 平成21年 5月20日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間未分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間未分配落基準価額）
 ÷前特定期間未分配落基準価額×100（ただし、第1特定期間については前特定期間未分配落基準価額の代
 わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。）

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年12月5日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。

お申込みの受付は、販売会社の営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

なお、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2）申込単位・申込価額

1. 申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

＜分配金受取りコース＞・・・1万口以上1万口単位、1万口以上1口単位、

10万円以上1円単位または1万円以上1円単位

＜分配金再投資コース＞・・・1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

2. 申込価額

受益権の申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に販売会社がそれぞれ1.575%（税抜1.5%）を上限として独自に定める率を乗じて得た手数料（当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位（1万口単位の取得にかかる受益権については1万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

2. 前記1. の場合の解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
3. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
4. 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
5. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。一部解約の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。
6. 一部解約の請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。当該受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
7. 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記1. による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
8. 前記7. により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記5. の規定に準じて算出された価額とします。
9. 解約代金は、一部解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入優先証券の評価は、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。
- 3) 外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 4) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了 をご参照ください。）

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1）信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。

ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 3) 信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

6) 運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社において支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年5月21日から平成20年11月20日まで）及び当特定期間（平成20年11月21日から平成21年5月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

A I G 米国優先証券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年11月20日現在)	当期 (平成21年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,252,679,400	2,146,639,353
コール・ローン	900,548,624	440,852,842
其他有価証券	21,957,066,672	24,940,670,656
派生商品評価勘定	2,476,481,753	854,026,796
未収入金	75,661,899	11,093,496
未収配当金	34,393,056	14,064,540
未収利息	106,342,679	62,270,888
前払費用	240,322	—
其他未収収益	3,506,824	4,810,226
流動資産合計	26,806,921,229	28,474,428,797
資産合計	26,806,921,229	28,474,428,797
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,715,469	3,627,674
未払金	114,101,019	—
未払収益分配金	122,447,888	117,504,300
未払解約金	38,756,193	42,302,787
未払受託者報酬	1,770,193	1,595,080
未払委託者報酬	29,840,345	26,888,492
流動負債合計	317,631,107	191,918,333
負債合計	317,631,107	191,918,333
純資産の部		
元本等		
元本	48,979,155,440	47,001,720,127
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,489,865,318	△18,719,209,663
（分配準備積立金）	4,288,911,521	4,520,294,601
元本等合計	26,489,290,122	28,282,510,464
純資産合計	26,489,290,122	28,282,510,464
負債純資産合計	26,806,921,229	28,474,428,797

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日	当期 自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日
営業収益		
受取配当金	1,147,041,082	921,543,361
受取利息	408,927,198	284,359,207
有価証券売買等損益	△13,993,649,476	2,302,999,268
為替差損益	△205,742,063	228,408,981
その他収益	2,896,471	1,312,036
営業収益合計	△12,640,526,788	3,738,622,853
営業費用		
受託者報酬	13,357,597	9,351,056
委託者報酬	225,170,813	157,631,955
その他費用	2,593,723	1,883,724
営業費用合計	241,122,133	168,866,735
営業利益又は営業損失（△）	△12,881,648,921	3,569,756,118
経常利益又は経常損失（△）	△12,881,648,921	3,569,756,118
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,881,648,921	3,569,756,118
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△306,928,373	△2,023,100
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,739,873,036	△22,489,865,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,649,436,007	978,547,775
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,649,436,007	978,547,775
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,147,075	63,702,307
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,147,075	63,702,307
分配金	784,560,666	715,969,031
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,489,865,318	△18,719,209,663

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日	当期 自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 額面が25ドルの場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。 また、額面が1,000ドルの場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(表示方法の変更に係る事項に関する注記)

前期 自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日	当期 自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日
ハイブリッド優先証券は、従来「ハイブリッド優先証券」と表示しておりましたが、当期より、前期及び当期の財務諸表において、「その他有価証券」と表示しております。	—

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成20年11月20日現在)	当期 (平成21年5月20日現在)
1. 期首元本額	57,895,455,771円	48,979,155,440円
期中追加設定元本額	128,023,671円	135,199,085円
期中一部解約元本額	9,044,324,002円	2,112,634,398円
2. 特定期間末日における受益権の総数	48,979,155,440口	47,001,720,127口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,489,865,318円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,719,209,663円であります。
4. その他有価証券	「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。	同左

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日	当期 自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	52,995,547円	39,235,630円
2. 分配金の計算過程	[平成20年5月21日から 平成20年6月20日までの 計算期間]	[平成20年11月21日から 平成20年12月22日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	370,172,672円	294,283,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,950,835,502円	2,539,292,905円
分配準備積立金額	4,422,671,738円	4,242,407,660円
当ファンドの分配対象収益額	7,743,679,912円	7,075,983,808円
当ファンドの期末残存口数	56,552,389,533口	48,468,337,416口
1万口当たり収益分配対象額	1,369.29円	1,459.91円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	141,380,973円	121,170,843円
外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年6月21日から 平成20年7月22日までの 計算期間]	[平成20年12月23日から 平成21年 1月20日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	191,394,195円	159,325,489円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,859,438,372円	2,530,147,143円
分配準備積立金額	4,501,058,323円	4,394,407,393円
当ファンドの分配対象収益額	7,551,890,890円	7,083,880,025円
当ファンドの期末残存口数	54,753,493,407口	48,257,415,318口
1万口当たり収益分配対象額	1,379.25円	1,467.93円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	136,883,733円	120,643,538円
外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年7月23日から 平成20年8月20日までの 計算期間]	[平成21年1月21日から 平成21年2月20日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	158,128,454円	117,734,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,777,403,808円	2,509,404,405円
分配準備積立金額	4,420,914,744円	4,392,012,007円
当ファンドの分配対象収益額	7,356,447,006円	7,019,151,084円
当ファンドの期末残存口数	53,153,383,308口	47,828,958,279口
1万口当たり収益分配対象額	1,384.00円	1,467.55円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	132,883,458円	119,572,395円

外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年8月21日から 平成20年9月22日まで の計算期間]	[平成21年2月21日から 平成21年3月23日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	306,987,036円	298,247,662円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,656,900,289円	2,495,060,209円
分配準備積立金額	4,249,240,624円	4,358,709,554円
当ファンドの分配対象収益額	7,213,127,949円	7,152,017,425円
当ファンドの期末残存口数	50,817,476,471口	47,511,220,625口
1万口当たり収益分配対象額	1,419.41円	1,505.33円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	127,043,691円	118,778,051円
外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年9月23日から 平成20年10月20日まで の計算期間]	[平成21年3月24日から 平成21年4月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	147,346,332円	158,740,027円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,593,292,213円	2,487,468,367円
分配準備積立金額	4,318,623,027円	4,517,468,698円
当ファンドの分配対象収益額	7,059,261,572円	7,163,677,092円
当ファンドの期末残存口数	49,568,369,496口	47,319,961,841口
1万口当たり収益分配対象額	1,424.14円	1,513.88円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	123,920,923円	118,299,904円
外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年10月21日から 平成20年11月20日まで の計算期間]	[平成21年4月21日から 平成21年5月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	122,700,761円	112,857,558円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,564,245,726円	2,473,058,687円
分配準備積立金額	4,288,658,648円	4,524,941,343円
当ファンドの分配対象収益額	6,975,605,135円	7,110,857,588円
当ファンドの期末残存口数	48,979,155,440口	47,001,720,127口
1万口当たり収益分配対象額	1,424.19円	1,512.89円
1万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	122,447,888円	117,504,300円
外国所得税控除額	0円	0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成20年11月20日現在)		当期 (平成21年5月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 (円)
その他有価証券 (ハイブリッド 優先証券)	21,957,066,672	△1,099,645,992	24,940,670,656	2,874,450,519
合計	21,957,066,672	△1,099,645,992	24,940,670,656	2,874,450,519

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項目	前期 自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日	当期 自 平成20年11月21日 至 平成21年 5月20日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前期（平成20年11月20日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	28,088,689,668	—	25,615,442,320	2,473,247,348
	買建 米国ドル	2,436,635,313	—	2,429,154,249	△7,481,064
合計		30,525,324,981	—	28,044,596,569	2,465,766,284

区分	種類	当期（平成21年5月20日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	28,530,153,120	—	27,681,185,188	848,967,932
	買建 米国ドル	772,137,606	—	773,568,796	1,431,190
合計		29,302,290,726	—	28,454,753,984	850,399,122

(注) 時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	前期 (平成20年11月20日現在)	当期 (平成21年5月20日現在)
----	-----------------------	----------------------

1口当たり純資産額	0.5408円	0.6017円
(1万口当たり純資産額)	(5,408円)	(6,017円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成21年5月20日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額金額	備考
米国ドル	その他 有価証券 (ハイブリッド優先証券)	AEGON NV 6.3750%	72,000	983,520.00	※1
		AEGON NV 6.8750%	442,266	6,404,011.68	※1
		ALLIANZ SE 8.3750% 12/31/2049	185,000	3,933,100.00	※1
		BA(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 02/15/2038	7,100	159,750.00	※1
		BANK ONE CAPITAL TR VI 7.2000% 10/15/2031	195,300	4,495,806.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 7.1000%	191,700	3,314,493.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 8.1250% 12/31/2049	110,000	2,008,600.00	※1
		BB&T CAPITAL TRUST V 8.9500% 09/15/2063	263,000	6,690,720.00	※1
		BMV(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 08/01/2097	95,000	2,160,300.00	※1
		BNY CAPITAL V 5.9500% 05/01/2033	145,044	3,092,338.08	※1
		CBS CORP 7.2500% 06/30/2051	348,910	6,231,532.60	※1
		CORTS TR II-BELLSOUTH 7.0000% 12/01/2095	79,900	1,837,700.00	※1
		CORTS TR-BELLSOUTH 7.0000% 12/01/2095	43,095	1,008,423.00	※1
		CORTS TR-IBM 7.0000% 12/01/2096	17,800	458,350.00	※1
		CORTS TR-SHERWIN WILLIAM 7.2500% 02/01/2097	22,900	542,730.00	※1
		CORTS TR-SHERWIN WILLIAM 7.6250% 02/01/2097	26,300	637,512.00	※1
		CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.9000%	250,000	5,622,500.00	※1
		DB CAPITAL FUNDING X 7.3500%	125,000	2,257,500.00	※1
		DB CONT CAP TRUST II 6.5500%	197,000	3,319,450.00	※1
		DB CONT CAP TRUST III 7.6000%	160,000	2,881,600.00	※1
		ENTERGY LOUISIANA LLC 7.6000% 04/01/2032	183,171	4,645,216.56	※1
		ENTERGY MISSISSIPPI INC 7.2500% 12/01/2032	69,900	1,764,975.00	※1
		FIFTH THIRD CAP TR V 7.2500% 08/15/2067	77,000	1,218,140.00	※1
		FIFTH THIRD CAP TR VI 7.2500% 11/15/2067	220,000	3,432,000.00	※1
		FIFTH THIRD CAP TR VII 8.8750% 05/15/2068	51,600	941,700.00	※1
		FINL SECURITY ASSUR HL 6.8750% 12/15/2101	427,600	6,157,440.00	※1
		FINL SECURITY ASSUR HLG 6.2500% 11/01/2102	81,700	984,485.00	※1
		FINL SECURITY ASSUR HLGS 5.6000% 07/15/2103	6,800	71,740.00	※1
		FPL GROUP CAPITAL INC 6.6000% 10/01/2066	61,900	1,540,072.00	※1
		FPL GROUP CAPITAL INC 7.4500% 09/01/2067	176,500	4,700,195.00	※1
		GENERAL ELEC CAP CORP 5.8750% 02/18/2033	150,000	3,160,500.00	※1
		GENERAL ELEC CAP CORP 6.1000% 11/15/2032	60,000	1,301,400.00	※1
		GENERAL ELEC CAP CORP 6.6250% 06/28/2032	339,700	7,908,216.00	※1
		GEORGIA POWER COMPANY 5.9000% 04/15/2033	29,700	741,609.00	※1
		GEORGIA POWER COMPANY 8.2000% 11/01/2048	187,500	5,388,750.00	※1
		GS(CORP-BACKED TRUST) 5.8000% 02/15/2033	3,200	53,632.00	※1
		HSBC FINANCE CORP 6.8750% 01/30/2033	537,525	11,153,643.75	※1
		HSBC HOLDINGS PLC 6.2000%	60,000	1,104,000.00	※1
		HSBC(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 07/15/2097	37,050	620,587.50	※1
		ING GROEP NV 7.0500%	183,800	2,768,028.00	※1
		ING GROEP NV 7.2000%	309,700	4,933,521.00	※1
		JP MORGAN CHASE CAP X 7.0000% 02/15/2032	80,000	1,861,600.00	※1
		JPM CHASE CAPITAL XIX 6.6250% 09/29/2036	38,900	832,071.00	※1
		LINCOLN NATIONAL CORP 6.7500% 04/20/2066	328,422	5,175,930.72	※1
		M&T CAPITAL TRUST IV 8.5000% 01/31/2068	245,200	6,085,864.00	※1
		METLIFE INC 5.8750% 11/21/2033	49,375	1,139,081.25	※1

小計	計	MORGAN STANLEY CAP TR	6.6000%	10/15/2066	327,800	6,031,520.00	※1
		MORGAN STANLEY CAP TR IV	6.2500%	04/01/2033	45,000	807,750.00	※1
		MORGAN STANLEY CAP TR VI	6.6000%	02/01/2046	30,000	549,900.00	※1
		NATLCITY CAP TR II	6.6250%	11/15/2036	410,500	7,339,740.00	※1
		NATL RURAL UTILITY CFC	6.1000%	02/01/2044	20,000	420,400.00	※1
		NATL RURAL UTILITY CFC	6.7500%	02/15/2043	255,655	5,828,934.00	※1
		PARTNERRE LTD	6.7500%		222,100	4,404,243.00	※1
		PREFERREDPLUS TRST VER-1	7.6250%	12/01/2030	49,356	1,226,496.60	※1
		PRU(CORP-BACKED TRUST)	6.0000%	07/15/2033	188,593	2,623,328.63	※1
		PRUDENTIAL FIN	9.0000%	06/15/2038	163,900	3,723,808.00	※1
		PRUDENTIAL PLC	6.5000%		101,400	1,576,770.00	※1
		PRUDENTIAL PLC	6.7500%		73,700	1,190,255.00	※1
		REGIONS FINANCING TR III	8.8750%	06/15/2048	145,900	2,810,034.00	※1
		SATURNS-DOW 2003-4	6.3750%	11/01/2029	57,050	1,237,985.00	※1
		SATURNS-GS 2004-04	6.0000%	02/15/2034	7,000	128,800.00	※1
		SATURNS-VZ 2004-1	6.1250%	12/01/2030	35,700	842,520.00	※1
		SUNTRUST CAPITAL IX	7.8750%	03/15/2068	272,100	5,186,226.00	※1
		TORCHMARK CAP TRUST III	7.1000%	06/01/2046	340,287	6,710,459.64	※1
		TRUST CERTS 2001-2	7.1000%	12/01/2096	6,423	161,345.76	※1
		USB CAPITAL X	6.5000%	04/12/2066	251,200	5,531,424.00	※1
		USB CAPITAL XI	6.6000%	09/15/2066	382,600	8,551,110.00	※1
		VNB CAPITAL TRUST I	7.7500%	12/15/2031	48,707	1,193,321.50	※1
		VZ(CORP-BACKED TRUST)	7.6250%	12/01/2030	44,100	1,096,767.00	※1
		WACHOVIA CAP TRUST I	6.3750%	06/01/2067	85,000	1,571,650.00	※1
		WACHOVIA CAP TRUST IV	6.3750%	03/01/2067	137,800	2,567,214.00	※1
		WELL FARGO CAPITAL XII	7.8750%		100,000	2,360,000.00	※1
		WELLS FARGO CAP TR IV	7.0000%	09/01/2031	35,542	804,670.88	※1
		AT&T INC	6.3750%	02/15/2056	135,000	3,423,600.00	※1
		ALLIANZ FINANCE II B.V.	7.2500%	12/29/2049	4,086,000	3,286,778.40	※2
		ALLSTATE CORP	6.5000%	05/15/2057	8,400,000	5,544,000.00	※2
		AMERICAN EXPRESS	6.8000%	09/01/2066	3,500,000	2,237,620.00	※2
		CHUBB CORP	6.3750%	03/29/2067	2,500,000	1,739,797.50	※2
		COMERICA CAP TR II	6.5760%	02/20/2037	10,500,000	4,476,391.50	※2
		CSSE CEN CSSE EPARG PREV	6.7500%	01/27/2049	2,500,000	1,275,000.00	※2
		GREAT WEST LIFE & ANN IN	7.1530%	05/16/2046	11,550,000	6,891,376.80	※2
		NBP CAPITAL TRUST III	7.3750%	10/29/2049	10,214,000	3,983,460.00	※2
		PROGRESSIVE CORP	6.7000%	06/15/2037	6,050,000	3,872,000.00	※2
		PRUDENTIAL PLC	6.5000%	06/29/2049	6,983,000	3,910,480.00	※2
		REGIONS FINANCING TR II	6.6250%	05/15/2047	5,271,000	2,743,560.77	※2
		STATE STREET CAPITAL TRU	8.2500%	12/29/2049	2,000,000	1,565,760.00	※2
		TRANS-CANADA PIPELINES	6.3500%	05/15/2067	1,300,000	864,500.00	※2
					85,799,971	260,015,332.12	
						(24,940,670,656)	
						260,015,332.12	
						(24,940,670,656)	
合計						24,940,670,656	
						(24,940,670,656)	

※備考欄の※1は25ドル額面、※2は1,000ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表しております。

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券 (ハイブリッド優先証券) 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 87銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年6月30日現在)

I 資産総額	29,830,888,147 円
II 負債総額	78,985,127 円
III 純資産総額（I－II）	29,751,903,020 円
IV 発行済数量	46,375,182,476 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.6415 円 (6,415 円)

(注) Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	21,409,818,661	130,833,505
	至 平成15年 5月20日		
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	38,853,947,355	1,316,819,095
	至 平成15年11月20日		
第3特定期間	自 平成15年11月21日	57,768,793,556	3,510,987,503
	至 平成16年 5月20日		
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	28,838,066,936	8,725,074,212
	至 平成16年11月22日		
第5特定期間	自 平成16年11月23日	21,074,613,578	7,710,950,116
	至 平成17年 5月20日		
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	14,624,722,897	16,370,327,720
	至 平成17年11月21日		
第7特定期間	自 平成17年11月22日	2,472,425,752	28,587,261,311
	至 平成18年 5月22日		
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	1,096,804,865	18,206,049,435
	至 平成18年11月20日		
第9特定期間	自 平成18年11月21日	429,840,290	20,714,188,664
	至 平成19年 5月21日		
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	180,549,825	16,999,697,724
	至 平成19年11月20日		
第11特定期間	自 平成19年11月21日	175,147,901	6,757,086,560
	至 平成20年 5月20日		
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	128,023,671	9,044,324,002
	至 平成20年11月20日		
第13特定期間	自 平成20年11月21日	135,199,085	2,112,634,398
	至 平成21年 5月20日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年6月末日現在）

- ・資本金の額 2,150,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

・会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

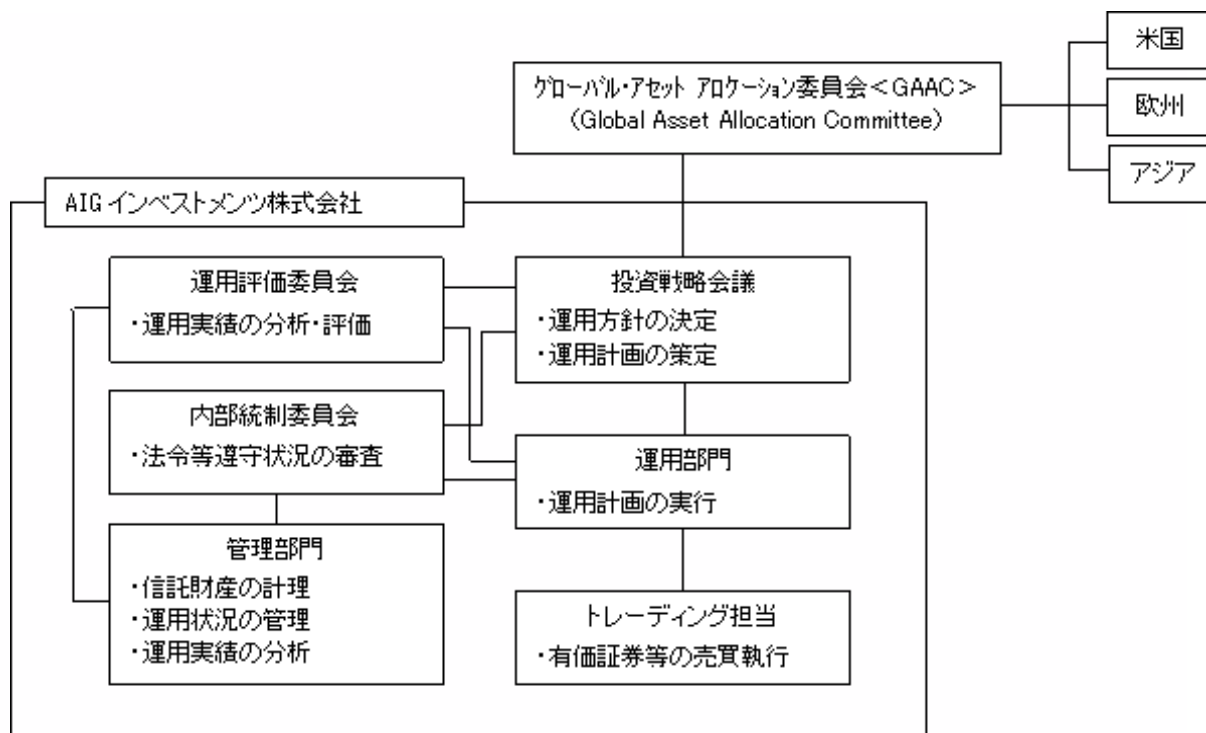
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



※上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年6月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32	234,048百万円
合計	32	234,048百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前、及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 当社は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別			第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部						
科目	注記番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額	
I 流動資産			千円		千円	
現金・預金	※4		3,767,774		4,794,876	
支払委託金						
収益分配金		352		352		
償還金		3,500	3,852	3,500	3,852	
前払費用			74,091		59,665	
未収入金			3,150		190,076	
未収委託者報酬			2,978,881		196,679	
未収投資顧問料	※3		1,695,414		-	
未収運用受託報酬	※3		-		1,025,324	
未収販売手数料			-		9,699	
立替金			57,571		2,951	
繰延税金資産			140,772		-	
未収還付法人税等			-		617,801	
未収消費税等			-		48,597	
流動資産計			8,721,508		6,949,525	
II 固定資産						
有形固定資産			214,884		229,519	
建物	※1		59,945		57,337	
建物附属設備	※1		84,366		102,345	
工具器具備品	※1		70,572		69,837	
無形固定資産			130,533		866,422	
のれん	※2		-		623,157	
ソフトウェア	※2		25,001		231,115	
ソフトウェア仮勘定			101,693		8,275	
電話加入権			3,839		3,875	
投資その他の資産			267,211		388,396	
投資有価証券			814		90,340	
敷金保証金			114,553		149,015	
長期差入保証金			37,500		37,500	
長期前払費用			-		1,800	
預託金			164		314	
繰延税金資産			114,178		109,426	
固定資産計			612,629		1,484,339	
III 繰延資産						
株式交付費			-		5,542	
繰延資産計			-		5,542	
資産合計			9,334,137		8,439,407	

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
負 債 の 部					
科目	注記番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		1,311,657		77,925	
未払金		-		14,614	
その他未払金		254,185	1,571,035	149,891	247,622
未払費用	※3		1,854,453		1,415,615

未払法人税等			583,563		-
未払消費税等			185,557		-
預り金			165,687		41,023
賞与引当金			164,862		308,872
役員賞与引当金			2,859		16,933
流動負債計			4,528,019		2,030,068
II 固定負債					
退職給付引当金			244,458		376,282
役員退職慰労引当金			7,454		30,196
債務保証損失引当金			-		156,824
固定負債計			251,912		563,303
負債合計			4,779,931		2,593,372
純 資 産 の 部					
科目	注記番号	内 訳	金額	内 訳	金額
I 株主資本					
資本金			1,200,091		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金				823,989	
資本剰余金 合計			-		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,859,112		2,382,661	
利益剰余金 合計			3,354,225		2,877,774
株主資本合計			4,554,316		5,851,764
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 110		△5,729
評価・換算差額等合計			△ 110		△5,729
純資産合計			4,554,206		5,846,034
負債・純資産合計			9,334,137		8,439,407

(2) 【損益計算書】

	期別		第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
	科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額

経常損益の部	営業損益の部	営業収益	※4		千円		千円
		委託者報酬		11,144,644	9,142,219		
		投資顧問料		6,774,829	-		
		運用受託報酬		-	4,938,305		
		販売手数料		-	9,699		
		その他営業収益		12,000	192,394		
		営業収益計		17,931,474	14,282,619		
		営業費用		※2			
		支払手数料			4,829,881	3,938,470	
		広告宣伝費			149,751	145,063	
		公告費			4,336	1,708	
		調査費					
		調査費			662,655	736,909	
		委託調査費			5,179,001	5,841,656	4,196,232
		委託計算費			434,605		364,523
		営業雑経費					
		通信費	43,982		48,555		
		印刷費	266,154		213,163		
		協会費	14,370		20,428		
		図書費	8,912		333,418	8,702	290,850
		営業費用計	※1		11,593,649		9,673,758
		一般管理費					
		給料					
		役員報酬		28,595	57,156		
		給料・手当		1,555,793	1,901,412		
		賞与		438,646	248,069		
		役員賞与		11,053	-		
	賞与引当金繰入額	164,862		170,530			
	役員賞与引当金繰入額	2,859		2,201,809	16,933	2,394,103	
	交際費			36,508		11,609	
	寄付金			4,237		1,910	
	旅費交通費			87,619		56,086	
	租税公課			39,046		25,543	
不動産賃借料		309,598			370,214		
退職給付費用		84,705		185,422			
退職金		-		9,053			
役員退職慰労引当金繰入額		2,032		17,859			
固定資産減価償却費		47,144		132,748			
業務委託費	※2	191,937		1,055,181			
諸経費		295,362		255,735			
一般管理費計		3,300,002		4,515,469			
	営業利益				3,037,822		93,391
	営業外損益の部	営業外収益					
		受取利息		896		4,903	
		雑収入		721		104	
		営業外収益計		1,617		5,008	
		営業外費用					
		為替差損		95,654		17,363	
		雑損失		538		13,304	
		株式交付費償却		-		1,306	
	営業外費用計		96,192		31,974		
経常利益					2,943,246		66,426
特別利益							

投資有価証券売却益			81		100
特別利益計			81		100
特別損失					
投資有価証券売却損			-		436
固定資産除却損	※3		57,755		6,908
事務所移転費用			7,299		-
債務保証損失引当金繰入額			-		156,824
前期業務委託費修正	※2		-		226,727
特別損失計			65,054		390,896
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			2,878,273		△ 324,370
法人税、住民税及び事業税			1,242,263		2,700
過年度法人税等修正額			△ 10,166		-
法人税等調整額			△ 45,406		149,380
当期純利益又は当期純損失(△)			1,691,582		△ 476,450

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	210,812	-	△ 2,318,940	△ 2,108,128	△ 2,108,128	-	-	△ 2,108,128
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 110	△ 110	△ 110
当事業年度中の変動額合計	-	210,812	-	△ 627,358	△ 416,545	△ 416,545	△ 110	△ 110	△ 416,655
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計	
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	△ 476,450	△ 476,450	△ 476,450	-	-	△ 476,450
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 5,619	△ 5,619	△ 5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	△ 476,450	△ 476,450	1,297,449	△ 5,619	△ 5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	△ 5,729	△ 5,729	5,846,034

(重要な会計方針)

期 別 科 目	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価 差額は全部純資産直入法により処理 し、売上原価は移動平均法により算 定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具 器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に 基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフ トウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に 基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	該当事項ありません。	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しておりま す。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充て るため、賞与支給見込額の当事業年度 負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てる ため、役員賞与支給見込額の当事業年 度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務の見込 額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業 に該当することから、簡便法を適用し ております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるた め、内規に基づく当事業年度末役員退 職慰労金要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務、及び 年金資産額の見込額に基づき、当事業 年度末において発生していると認めら れる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業 に該当することから、簡便法を適用し ております。又、当事業年度から従来の 退職一時金制度に加え、企業年金制度 を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発 生すると見込まれる損失を計上してお ります。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス ・リース取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理に よっております。	-
6. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	(1)消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法 は、税抜方式によっております。	同 左

(会計処理の変更)

期別 項目	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
減価償却の方法	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。	該当事項ありません。
リース取引に関する会計基準等	該当事項ありません。	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

期別 項目	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
貸借対照表関係	該当事項ありません。	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。
損益計算書関係	該当事項ありません。	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,608 千円 建物附属設備 19,625 千円 工具器具備品 42,886 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 18,262 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 51,119 千円 未払費用 621,695 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5,216 千円 建物附属設備 42,054 千円 工具器具備品 63,588 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 46,509 千円 のれん 29,933 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 185,833 千円 未払費用 447,770 千円

※4 信託資産 現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※4 信託資産 現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
---	---

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,484,908 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具備品25,857千円であります。	※1 役員報酬の範囲額 同左 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,127,529 千円 業務委託費 906,907 千円 前期業務委託費修正 226,726 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、器具備品4,149千円であります。 ※4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額：2,108,128千円

(ハ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)一株当たり配当額：56,500円

(ニ)効力発生日：平成19年6月28日

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	—	41,000 株
合 計	37,312 株	3,688 株	—	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

(有価証券関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在																								
その他有価証券で時価のあるもの	その他有価証券で時価のあるもの																								
(単位：千円)	(単位：千円)																								
<table><tr><th>区分</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表日における貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①投資信託受益証券</td><td>1,000</td><td>814</td><td>185</td></tr></table>	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				①投資信託受益証券	1,000	814	185	<table><tr><th>区分</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表日における貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①投資信託受益証券</td><td>100,000</td><td>90,340</td><td>9,660</td></tr></table>	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				①投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
①投資信託受益証券	1,000	814	185																						
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
①投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660																						
当事業年度に売却したその他有価証券	当事業年度に売却したその他有価証券																								
売却額：2,081 千円	売却額：2,336 千円																								
売却益の合計額：81 千円	売却益の合計額：100 千円																								
売却損の合計額：- 千円	売却損の合計額：436 千円																								

(デリバティブ関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。又当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度及び確定拠出型年金制度を開始しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	△ 244,458	△ 431,412
(2) 年金資産	-	55,130
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 244,458	△ 376,282
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 244,458	△ 376,282
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 244,458	△ 376,282

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	84,705	185,422
(1) 勤務費用	84,705	174,808

(2) 利息費用	-	420
(3) 運用収益（減算）	-	△ 665
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	-	10,859

4. 退職給付債務の計算基礎

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

[次へ](#)

(税効果会計関係)

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	93,744	退職給付引当金繰入超過額	153,148
賞与引当金繰入超過額	68,262	賞与引当金繰入超過額	125,712
未払事業税	45,340	債務保証損失引当金	63,827
その他有価証券評価差額金	76	繰越欠損金	56,931
未払金	23,341	未収還付事業税	△ 42,881
その他	24,187	のれん償却認可	△ 40,978
繰延税金資産小計	254,950	未払金	31,351
評価性引当額	-	役員退職慰労引当金	12,289
繰延税金資産合計	254,950	一括償却資産償却超過額	8,264
		役員賞与引当金繰入超過額	6,890
		その他有価証券評価差額金	3,930
		その他	7,580
		繰延税金資産小計	386,066
		評価性引当額	△ 276,640
		繰延税金資産合計	109,426
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		法定実効税率 40.69 % (調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 3.95 %
		住民税均等割	△ 0.34 %
		評価性引当金の増減額	△ 85.27 %
		その他	1.99 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 46.88 %

(関連当事者情報)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	兼任 1名	投資運用に関する 情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 ※1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			千USドル						千円		千円

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州(支店) 東京都墨田区	3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	1,734,284	未収投資顧問料	439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社) 東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 *4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社) 東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社	(本社) 東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 *5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。

*5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

1. 関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		
								委託調査費の支払 *1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び 助言契約	一任及び 助言業務報酬の受取*2	千円 1,592,260	未取運用 受託報酬	千円 371,096
							販売会社 契約	代行手数料 の支払*3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡 契約	事業譲渡*4	千円 譲受資産 合計 2,729,480 譲受負債 合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
(パーチェス法適用) 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1) 被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業 (2) 企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (3) 企業結合日 平成19年4月1日 (4) 企業結合の法的形式 事業譲受 (5) 結合後企業の名称 エイアイジー・インク (6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。	(パーチェス法適用) 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業 (2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (3) 企業結合日 平成20年5月1日 (4) 企業結合の法的形式 事業譲受 (5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社 (6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。
2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 188,907 千円 取得原価 188,907 千円	3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 3,343,544 千円 取得原価 3,343,544 千円

4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。	4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。
5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。	5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 39,395 千円 固定資産 151,312 千円 合計 190,708 千円 (2)負債の額 流動負債 1,800 千円 合計 1,800 千円	6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 2,696,594 千円 固定資産 32,886 千円 合計 2,729,480 千円 (2)負債の額 流動負債 38,407 千円 合計 38,407 千円
7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。	7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 122,057.41 円	1株当たり純資産額 142,586.21 円
1株当たり当期純利益 45,336.15 円	1株当たり当期純損失 12,037.96 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益、又は1株当たり当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
当期純利益(千円)	1,691,582	当期純損失(千円)	476,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	1,691,582	普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450
普通株式の期中平均株式数	37,312	普通株式の期中平均株式数	39,579

(重要な後発事象)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 3,467,000 千円 負債の額： 149,000 千円 2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで 増資の理由及び資金の使途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の使途 事業資金	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

①名称及び資本金の額（平成21年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

①名称及び資本金の額（平成21年3月末日現在）

a. 株式会社愛知銀行 18,000百万円

b. 株式会社大垣共立銀行 27,971百万円

c. 株式会社西日本シティ銀行 85,745百万円

d. 株式会社百五銀行 20,000百万円

e. 株式会社香川銀行 12,014百万円

f. 株式会社紀陽銀行 80,096百万円

g. 株式会社みなと銀行 27,484百万円

h. 株式会社池田銀行 76,865百万円

i. 株式会社第四銀行 32,776百万円

j. 株式会社沖縄銀行 22,725百万円

k. 株式会社びわこ銀行 28,000百万円

l. 株式会社鹿児島銀行 18,130百万円

m. 株式会社高知銀行 12,044百万円

n. 株式会社北洋銀行 121,101百万円

o. 日興コーディアル証券株式会社 100,000百万円

p. 楽天証券株式会社 7,445百万円

②事業の内容

(a.からn.に共通) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(o.からp.に共通) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3) 「投資顧問会社」

①名称及び資本金の額

AIGグローバル・インベストメント・コープ（AIG Global Investment Corp.）

資本金 9,670千米ドル（平成21年3月末日現在）

②事業の内容

米国投資顧問業法に基づき、SEC（米国証券取引委員会）の登録を受けて、投資顧問業を営んでいます。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

3) 「投資顧問会社」

AIGグローバル・インベストメント・コープは、AIGインベストメンツ株式会社の株式の100%を保有しています。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円（平成21年3月末日現在）

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当特定期間内において、以下の書類が提出されております。

平成20年11月28日	臨時報告書 提出
平成21年 2月19日	有価証券届出書および有価証券報告書 提出
平成21年 3月 2日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成21年7月7日

A I Gインベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I G米国優先証券ファンドの平成20年11月21日から平成21年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G米国優先証券ファンドの平成21年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I Gインベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I G 米国優先証券ファンドの平成20年5月21日から平成20年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G 米国優先証券ファンドの平成20年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I G インベストメンツ株式会社
(旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。